

公益社団法人全国市有物件災害共済会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

公益社団法人全国市有物件災害共済会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、女性職員の活躍を推進する上での課題を把握し、女性職員が活躍できる環境整備を行なうことを目的に、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 当社の課題

係長以上の役職者の女性割合が低い。

3 内容

令和6年度までに役職者の中で女性の割合を30%にする。

4 取組内容

- 令和2年度～ 主任層を対象に行ってるキャリアデザイン研修を継続的に実施する。年に一度、主任層の女性職員を中心にヒアリングやアンケートを実施する。